

# その他連絡事項について

---

- ・電子申請、質問フォームについて
- ・補助金、福祉計画について
- ・子ども性暴力防止法の施行について



# 電子申請・質問フォーム

---

- ・電子申請方法について
- ・申請の作成にあたっての基本事項
- ・主な申請について(変更届・体制届)
- ・「不受理」の取り扱いについて
- ・よくある不備等について①
- ・よくある不備等について②
- ・その他記載例、対応例
- ・質問フォームについて



# 電子申請方法について

指定申請・変更届・体制届等の申請は  
電子申請のみです。

障がい福祉課ホームページ

→【事業所の方へ】障がい福祉サービス等に係る電子申請について

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/343674.html>)

申請する際の注意点

上記ホームページに掲載している次の内容を必ず確認のうえ、  
申請を行ってください。

- ・「電子申請システム及び指定申請に際しての注意事項等」
- ・「電子申請操作の手順」
- ・「よくある質問」

【事業者の方へ】障がい福祉サービス等に係る電子申請について

指定申請、変更届、体制届等の電子申請について

2025年（令和7年）4月1日より、障がい福祉サービス等に係る申請及び届出について、電子申請システムにて申請を受け付けています。  
※郵送又は持参による申請は受け付けていません。電子申請システムにおいて申請をしてください。

1 対象の申請及び届出

- (1) 指定（変更・更新）申請
- (2) 変更届
- (3) 介護給付費等算定の届出（体制届）※1
- (4) 廃止届
- (5) 休止届
- (6) 再開届
- (7) 指定辞退届出書
- (8) 業務管理体制整備届出書 ※1
- (9) 電子メールアドレス等登録（変更）届出書 ※1
- (10) 事前協議書 ←20250604更新
- (11) 事業開始（変更）届 ←20250604更新 ※1

※1 指定時は指定申請の添付書類として提出すること。

2 運用開始

2025年（令和7年）4月1日提出分から ※利用開始：2025年4月1日8時30分から

3 留意事項

申請方法や注意事項については、「電子申請システム及び指定申請に際しての注意事項等」「電子申請操作の手順」及び「よくある質問」をご確認ください。


[電子申請システム及び指定申請に際しての注意事項等](#) (Wordファイル/518KB)

[電子申請操作の手順](#) (Wordファイル/4.74MB) ←20250520更新 (手順3 (ローマ数字))

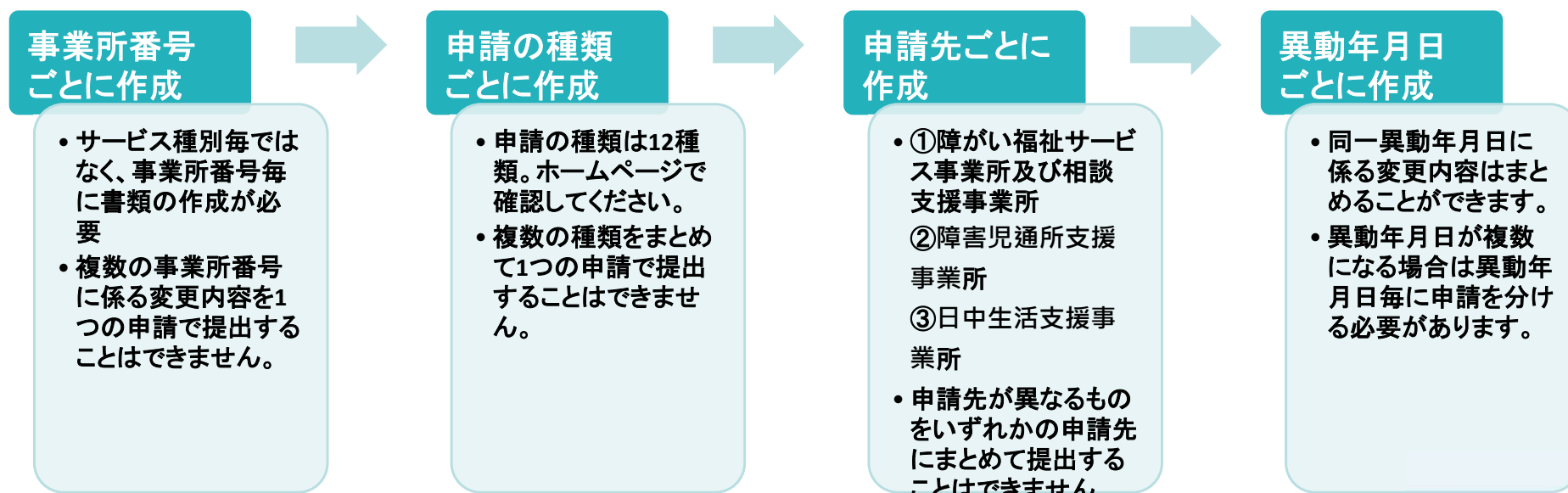
[よくある質問](#) (Excelファイル/1.3KB)

[届出様式改正の主な概要20260316](#) (PDFファイル/54KB)

[届出様式改正の主な概要20260409](#) (PDFファイル/38KB)



# 申請の作成にあたっての基本事項



例えば・・・複数サービスを行うA法人の代表者が変更した場合（事業所番号は放デイ、生活介護の2つ）

A法人（生活介護）として変更届を申請先（障害福祉サービス事業所）へ申請するものと、

A法人（放課後等デイサービス）として変更届を申請先（障害児通所支援事業所）へ申請するものとの2つ必要



# 主な申請について(変更届・体制届)

## 変更届及び体制届

種類	内容	提出期限	適用日
変更届	<ul style="list-style-type: none"><li>・事業所の名称・所在地</li><li>・申請者の名称・所在地</li><li>・代表者の氏名・生年月日・住所・職名</li><li>・事業所の平面図、運営規程</li><li>・管理者、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者の氏名・生年月日・住所</li><li>・利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要 など</li></ul>	原則 変更の事実が生じた日 から10日以内	—
体制届	新たに加算を算定する場合 算定される単位数が増加する場合	前月15日(必着)	翌月から
	加算等が算定されなくなる場合 算定される単位数が減少する場合	速やかに	加算等が算定されなくなった 事実が発生した日

# 「不受理」の取り扱いについて

電子申請システムにより提出された体制届・変更届等について、添付書類や記入箇所の不備等により、「不受理」として取り扱うことがあります。

## 「不受理」となった場合

- ・変更内容が新規加算や増額加算の場合においては、その算定開始時期が翌月ではなく、翌々月から開始される可能性が高くなる
- ・電子申請によるやり取りが発生することで、事業所担当者の負担増となる
- ・必要書類が全て整わない場合、申請から審査までにかかる時間が長期化する

申請を行う前に、必ず、届出をしようとする基準や要件は満たしているかどうか、届出内容に不備がないか、添付書類が全てあるかどうかなど、事業所内でもう一度確認のうえ、申請を行っていただく必要があります。



# よくある不備等について①

## 「不受理」として取り扱ったケース

項目	よくある間違い（×）	正しい対応（○）
様式の間違え	<ul style="list-style-type: none"><li>・届出内容と異なる様式を使用している</li><li>・最新版を使用していない</li></ul>	福山市ホームページより、届け出る内容に対応した最新版の様式をダウンロードしてください。
必要項目の記入漏れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・必要項目に入力がない</li><li>・体制状況一覧表に記載がない</li></ul>	体制状況一覧表は「変更があった項目のみ」記載が必要となります。必要項目に入力があるか必ず確認してください。
記入間違い (異動年月日)	各種加算に係る体制届の異動年月日等の間違い	算定開始時期は、届出が月の15日以前なら翌月から、16日以降なら翌々月からになります。
記入間違い (加算内容)	各種加算に係る体制届の変更前、変更後の加算区分の間違い	事業所内で現在の加算内容・区分の確認をし、間違いが内容に記載してください。

## よくある不備等について②

項目	よくある間違い（×）	正しい対応（○）
書類の添付漏れ	<ul style="list-style-type: none"><li>・「提出書類の一覧表」記載の書類が不足している</li><li>・根拠となる書類が添付されていない</li><li>・別紙等に記載している書類が不足している</li></ul>	「提出書類の一覧表」等をチェックリストとして活用し、確認のうえ、提出してください。
届出漏れ	運営規程などの届出事項に変更があった場合の届出がなされていない	変更事由が発生してから10日以内に届出る
電子申請システム操作間違い	<ul style="list-style-type: none"><li>・「返却」に対して、「修正」ではなく「申請」を行う</li><li>・「不受理」に対して、「再申込」ではなく「申請」を行う</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・「返却」に対しては、「修正ボタン」で対応</li><li>・「不受理」に対しては、「再申込ボタン」で対応</li></ul> ※ホームページ【障がい福祉サービス等に係る申請及び届出】操作の手順参照
問い合わせ対応	申請者が申請内容について把握していない	書類の作成者を記載してください。



# その他記載例・対応例

項目	内容	記載例・対応例
申請した届出内容や区分に変更がない場合	変更届の変更後欄に記載例のとおり記載をしてください。	変更なし
変更届の内容が人員変更の場合 (管理者・サビ管・児発管等を除く)	変更届の変更後欄に、入社・退社の職員がわかるように記載してください。	〇〇〇〇(7/1 入社)
資格者証、実務経験証明書等 (参考様式2資格等一覧表関係)	過去にすでに提出済みのため、添付資料を省略したい場合	資格等一覧表に「〇年〇月に提出済み」
資格者証、実務経験証明書、雇用契約書等	同一内容の添付ファイルが複数ある場合	内容ごとに結合したファイルにして提出してください。
申請に必要な書類が揃わない場合	原則、必要な書類が揃ってからの申請	登記事項証明書の取得に時間を要する場合に限り、事業所指定・指導担当まで連絡してください。
申請した内容を修正等したい場合	同一内容の申請を複数回行わないでください。	事業所指定・指導担当まで連絡してください。
申請に必要な書類として、エクセル・ワード文書に画像データを貼付けしたい場合	申請後のダウンロードにエクセル・ワード文書が正しく表示されなくなる場合があります。	画像データをエクセル・ワード文書に貼付けず、PDFデータ、画像データでの提出をお願いします。
容量の大きなファイルデータを添付しなければならない場合	電子申請への添付は、60ファイル、20MBまでになります。	事業所指定・指導担当まで連絡してください。



# 質問フォームについて

基準、報酬、加算に関する問い合わせは質問フォームからの受付になります。電話での問い合わせは原則受け付けておりませんので、ご注意ください。

障がい福祉課ホームページ→質問受付はこちら

(<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/340662.html>)

## 申請する際の注意点

質問の前に、関係省令、指定基準、留意事項通知、各種Q&Aを十分ご確認ください。上記ホームページにある「質問フォーム」よりお問い合わせください。

- ・基準や通知を踏まえ、解釈に疑義がある等、福山市としての見解を要するものについて、メールまたは電話で回答します。
- ・質問内容によっては、国等へ確認しますので1月程度時間を要する場合があります。ご了承ください。
- ・請求日前で時間がない等の理由での、即日回答は対応しておりません。

質問受付はこちら

障がい福祉サービス等指定基準・報酬決定・請求に関する質問受付フォーム

※質問内容を正確に把握し、適切かつ一義的に回答することを目的として、人員・運営・設備基準、加算、請求に関する質問は、原則、障がい福祉課ホームページの質問フォームで受け付けていますので、御協力をお願いします。

【注意事項】

- 質問は、原則「質問フォーム」で受け付けますので、御努力をお願いします。
- 質問の前に、指定基準、留意事項通知、Q&A等をご確認ください。
- 質問内容については、基準や通知を踏まえ、解釈に疑義がある等、福山市としての見解を確認する必要があるものに限ります。
- 個人情報や特定されるような内容は入力しないでください。
- 質問受付後、メールまたは電話で回答します。
- 可能な限り速やかに回答するよう努めますが、請求日前だから等の理由のみでは電話で受付または即日回答して欲しいという要望にはお答えしかねます。
- 質問内容によっては、国その他関係機関へ照会したうえでの回答となります。その際は回答までに時間を要する場合がありますので、余裕をもって質問してください。
- 公開及び共有することがふさわしいもの（質問の多いもの等）は、ホームページに掲載します。
- 次のような質問にはお答えしかねる場合があります。指定基準、留意事項通知、Q&A等を確認したうえでお問い合わせください。
  - ・ 根拠が不明瞭なこと、「何かで見た」「他の事業所から聞いた」
  - ・ 曖昧な質問「加算の要件を教えてください」「何かとれる加算はないか」
  - ・ 基準等で示されている内容「改正後の加算の単位数を教えてください」

質問受付フォーム ←質問はこちら

※「ブラウザでCookie(クッキー)が使用できる設定になっていない、または、ブラウザがCookie(クッキー)に対応していないため、質問フォームをご利用頂けません。」というメッセージが表示された場合は、こちらの画面に戻り、再度質問受付フォームにお入りください。

質問受付フォームの回答

質問フォームの回答 [Excelファイル/73KB]

# 補助金

## 障がい福祉人材の確保・定着によるサービス提供体制の確保及び人材育成の取組を支援するための補助金創設

種類	対象事業者(所)	その他条件	補助対象経費	上限額
外国人介護(障がい福祉分野)人材日本語学習支援補助金	在留資格「介護」、「特定技能1号」又は「技能実習」を有する外国人を雇用した福山市内の障がい福祉サービス事業所等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の対象となる人材を12カ月以上の雇用計画があること</li> <li>・1事業所当たり2人分まで</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日本語の講師に対して支払う謝金</li> <li>・日本語学習に必要な図書、教材等の購入費</li> <li>・日本語学習に係る学校、通信教育等の受講費(入学料を除く。)及び委託料</li> <li>・その他、日本語学習及びコミュニケーション促進に係る市長が必要と認めた経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助率 補助対象経費の1/2</li> <li>・補助上限額 6万円/人</li> <li>・対象期間 最大12か月分</li> </ul>
障害福祉サービス等職員研修費補助金	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、一般相談支援、特定相談支援または障害児相談支援を実施する事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助金の対象となる人材は、申請年度内に対象の研修を修了した従業者</li> <li>・研修修了者を現に雇用し、引き続き特定の福祉サービスに従事させる見込みがあること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・補助対象経費(各研修受講に係る受講料及びテキスト代)の2分の1</li> <li>・対象研修は次の5種類</li> <li>(1)介護職員初任者研修</li> <li>(2)介護職員実務者研修</li> <li>(3)行動援護従業者養成研修</li> <li>(4)同行援護従業者養成研修</li> <li>(5)相談支援専門員初任者研修</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)介護職員初任者研修 3万円</li> <li>(2)介護職員実務者研修 4万円</li> <li>(3)行動援護従業者養成研修 2万円</li> <li>(4)同行援護従業者養成研修 2万円</li> <li>(5)相談支援専門員初任者研修 1万5千円</li> </ul>

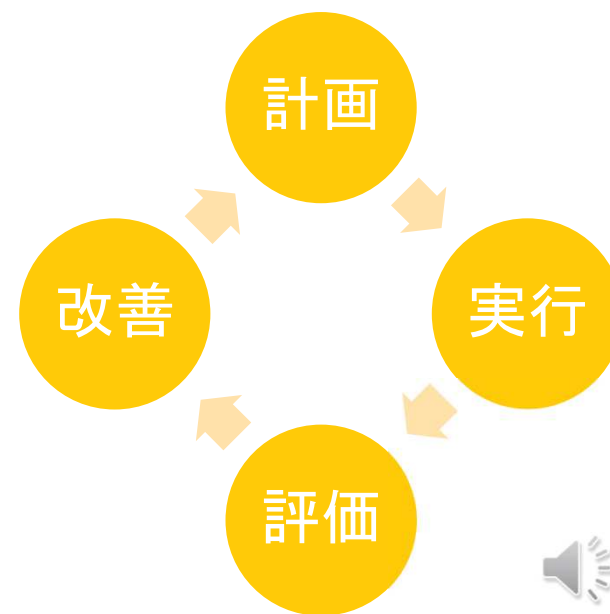
※年度中に予算の上限に達した場合、受付を終了しますのでご了承ください。

# 第8期福山市障がい福祉計画 第4期福山市障がい児福祉計画の策定について

2027年(令和9年)4月～2030年(令和12年)3月を対象期間とした  
新たな計画がスタートします

## 新たな計画のスタート

・障がい福祉サービス等の提供体制の整備,相談支援体制の充実・強化,地域生活への移行支援,就労促進,障がい児支援体制の整備、障がい福祉人材の確保・定着、生産性の向上に関する目標値や達成のための方策を定めています。



# 子ども性暴力防止法の施行について

---

- ・制度の概要について
- ・今後のスケジュールについて



## 制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等を義務付ける。**

## 制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

### 対象事業者

#### 学校設置者等(第2条第3項)

学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

#### 民間教育保育等事業者(第2条第5項)

学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

### 対象業務

#### 学校設置者等における教員等(第2条第4項)

教諭、保育士等

#### 民間教育保育等事業者における教育保育等従事者(第2条第6項)

塾講師、放課後児童支援員等

## 対象事業者に求められる措置等

### 安全確保措置

#### 1 日頃から講ずべき措置

- ・ 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発(ガイドライン事項)
- ・ 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との**面談等**(第5条第1項等)
- ・ 児童等が**相談をしやすいとするための措置**(相談体制等)(第5条第2項等)
- ・ **研修**(第8条等)

#### 初犯防止対策

#### 3 特定性犯罪前科の有無の確認

- ・ 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
  - － 学校設置者等の現職者
    - ➔ 施行から3年以内(第4条第3項)
  - － 民間教育保育等事業者の従事者
    - ➔ 認定等から1年以内(第26条第3項)
- ・ 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認(第4条第4項等)

#### 再犯防止対策

#### 2 被害が疑われる場合の対応

- ・ **調査**(第7条第1項等)
- ・ 被害児童等の**保護・支援**(第7条第2項等)

#### 4 児童対象性暴力等の防止のための措置

- ・ **①～③**を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、**児童対象性暴力等の防止のための措置**(教育・保育等の業務に従事させないなど)を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、**防止措置**を実施。

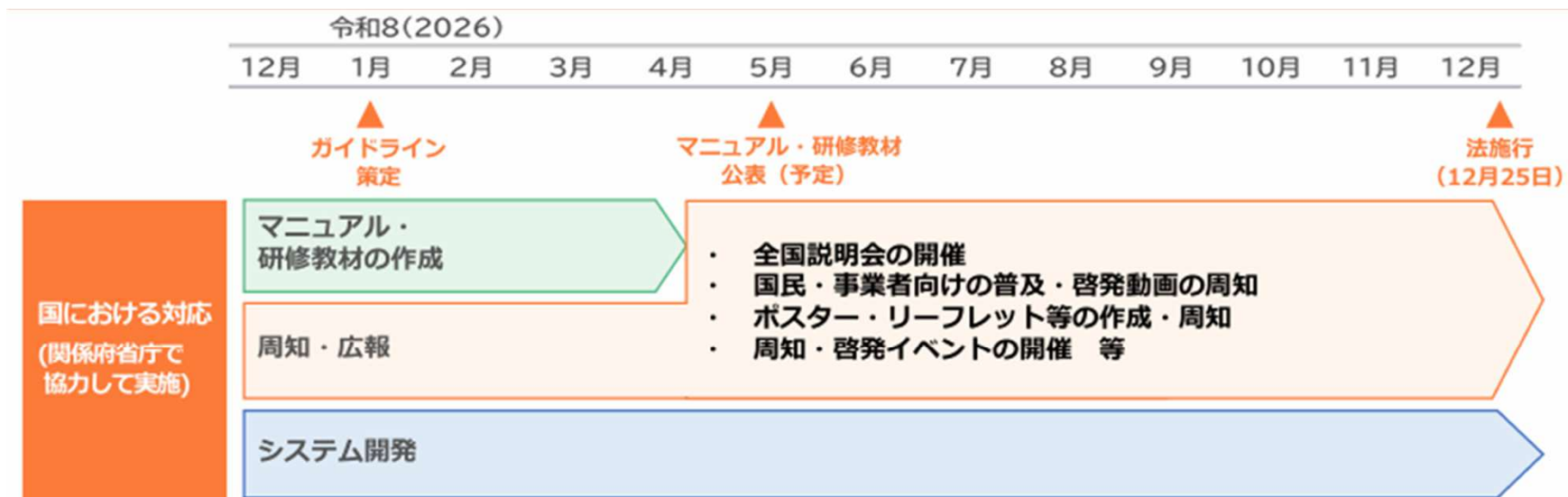
#### 防止措置

### 情報管理措置

#### 特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- ・ 犯罪事実確認記録等の適正な管理(第11条、第14条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止(第12条等)
- ・ 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告(第13条等)
- ・ 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去(第38条)
- ・ 情報の秘密保持義務(第39条)





<事業者における準備事項>

